

岐阜県高等学校文化連盟写真部会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この部会は岐阜県高等学校文化連盟写真部会と称する。

(事務局)

第 2 条 この部会の事務局を専門部長所在の学校に置く。

(組 織)

第 3 条 この部会は岐阜県内の高等学校写真部をもって組織する。

(目 的)

第 4 条 この部会は岐阜県内の高等学校写真部活動の健全な発展及び写真文化の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この部会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 岐阜県高等学校写真展
- (2) 岐阜県高等学校写真コンテスト
- (3) 岐阜県高等学校写真技術講習会
- (4) その他目的の範囲内に於て適当と認めた事業

第 2 章 役 員

(役 員)

第 6 条 この部会には次の役員を置く。

部 会 長	1 名
専 門 部 長	1 名
理 事	若干名
	(事業担当, 事務局担当, 地区担当)
監 事	2 名

(役員の選出)

第 7 条 役員は次の方法により選出する。

- (1) 部会長は校長会より推挙された校長があたる。
- (2) 専門部長は理事会で互選し、総会で部会長が委嘱する。
- (3) 理事は写真部顧問より選出し、部会長が委嘱する。
- (4) 監事は写真部顧問より選出し、総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 部会長はこの部会を代表する。
- (2) 専門部長は部会の業務を統括し、部会長を補佐する。

(3) 理事は理事会を組織し、理事会の決定に従って会務を分掌する。

(4) 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とし、再任は妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会 議

(会 議)

第10条 この部会は次の会議をもつ。
総会 理事会

(総 会)

第11条 総会は年1回開催する。

- 2 総会に付議すべき事項は次の通りとする。
 - (1) 予算および決算に関すること。
 - (2) 事業に関すること。
 - (3) 役員選出に関すること。
 - (4) 規約の改正に関すること。
 - (5) その他全体の承認を必要とすること。

(理事会)

第12条 理事会は随時開催し、部会長、専門部長、理事をもって組織する。但し、緊急を要する場合は理事会をもって総会に代えることができる。

- 2 理事会に付議すべき事項は次の通りとする。
 - (1) 事業の企画・運営に関すること。
 - (2) 予算の編成および運用に関すること。
 - (3) 規約・細則に関すること。
 - (4) 総会に提出する議案に関すること。
 - (5) その他必要な事項。

第4章 会 計

(経 費)

第13条 この部会の経費は岐阜県高等学校文化連盟費、参加費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 この部会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第 5 章 規 約 の 改 正

第 15 条 この規約の改廃は総会の議決を必要とする。

第 6 章 付 則

第 16 条 この規約の施行に必要な細則は理事会で定める。

第 17 条 この規約は昭和 5 8 年 7 月 5 日より、これを施行するものとする。
昭和 6 1 年 6 月 1 3 日この規約の一部を改正した。